

さくら通信3月号

真面目七分不真面目三分

2009年3月 No. 51

「人間らしく生きるためには七分は真面目人間、三分は不真面目人間で生活するのが、『生きる知恵』というべきであろう。」「沈黙」と「ぐうたら人間学」とが同居する作家遠藤周作らしい名言である。

社会で普通に一人前と認められている人は、ほぼ例外無く真面目人間である。真面目でなくては生きてゆけないからだ。しかし、真面目一途では疲れ果てていつか壊れてしまう。どこかで少しの休息や息抜きが必ず必要である。
サウナ⇒スナック⇒カラオケが私の定番コースである。 (竹内)

労災保険料率が改定されます

全54業種中、料率の引き下げが38業種、引き上げが5業種、据置きが11業種となります

労災保険率表(一部)(平成21年4月1日改定)

事業の種類	事業の種類	改定前	改定後
鉱業	石灰石 石 鉱 業 又は ドロマイト 鉱 業	46 / 1000	30 / 1000
	その他の 鉱 業	28 / 1000	24 / 1000
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	118 / 1000	103 / 1000
	道路新設事業	21 / 1000	15 / 1000
	舗装工事	14 / 1000	11 / 1000
	鉄道又は軌道新設事業	23 / 1000	18 / 1000
	建築事業(既設建築物設備工事業を除く)	15 / 1000	13 / 1000
	機械装置の組立て又は据付の事業	14 / 1000	9 / 1000
	その他の建設事業	21 / 1000	19 / 1000
製造業	食料品製造業(たばこ等製造業を除く)	7.5 / 1000	6.5 / 1000
	たばこ等製造業	6.5 / 1000	5.5 / 1000
	繊維工業又は繊維製品製造業	5.5 / 1000	4.5 / 1000
	木材又は木製品製造業	18 / 1000	15 / 1000
	パルプ又は紙製造業	7.5 / 1000	7 / 1000
	印刷又は製本業	5 / 1000	4.5 / 1000
	化学工業	6.5 / 1000	5 / 1000
	陶磁器製品製造業	17 / 1000	18 / 1000
	金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く)	7.5 / 1000	7 / 1000
	非鉄金属精錬業	7.5 / 1000	8.5 / 1000
	金属材料品製造業(鋳物業を除く)	8.5 / 1000	7.5 / 1000
	鋳物業	18 / 1000	19 / 1000
	金属製品製造業又は金属加工業	14 / 1000	11 / 1000
	洋食器、刃物、手工具、又は一般金物製造業	9 / 1000	7.5 / 1000
	めっき業	8.5 / 1000	6 / 1000
	機械器具製造業	7 / 1000	6.5 / 1000
	電気機械器具製造業	4.5 / 1000	3.5 / 1000
	輸送用機械器具製造業	6 / 1000	5 / 1000
	船舶製造又は修理業	22 / 1000	23 / 1000
	計量器、光学機械、時計等製造業	4.5 / 1000	3 / 1000
その他の製造業	8 / 1000	7.5 / 1000	
運輸業	交通運輸事業	5.5 / 1000	5 / 1000
	貨物取扱事業	13 / 1000	11 / 1000
	湾岸貨物取扱事業	13 / 1000	12 / 1000
	湾岸荷役業	23 / 1000	17 / 1000
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	4.5 / 1000	3.5 / 1000
	ビルメンテナンス業	6.5 / 1000	6 / 1000
その他の事業	通信業、放送業、新聞業又は出版業	4.5 / 1000	3 / 1000
	卸売業、小売業、飲食店又は、宿泊業	5 / 1000	4 / 1000
	金融業、保険業又は不動産業	4.5 / 1000	3 / 1000
	その他の各種事業	4.5 / 1000	3 / 1000

(石田)

お知らせ

介護保険料率が上がります。

平成21年3月1日～

0.565% → 0.595% (個人負担分)

裏面も御覧下さい



平成21年度税制改正



現在、国会にて平成21年度税制改正が審議中です。3月中旬を目途に正式決定されることが見込まれますが、特に重要な改正項目をまとめてみました。

法人税関連

中小法人等の軽減税率の引き下げ

現在22%の軽減税率が、さらに引き下げられ18%になります。

中小法人等の繰戻還付制度の復活

例えば、前年度は黒字だったが、経営が悪化して今年度に赤字に陥った場合、前年度に納税した法人税の還付を受けることができます。

省エネ設備等の即時償却制度の創設

一定の省エネ設備等を購入した場合、初年度に全額減価償却が可能になります。

資産税関連

非上場株式等にかかる相続税の納税猶予制度の創設

一定の要件をクリアした中小企業の株式の相続について、相続税の納税猶予ができるようになります。

非上場株式等にかかる贈与税の納税猶予制度の創設

一定の要件をクリアした中小企業の株式の贈与について、贈与税の納税猶予ができるようになります。

所得税関連

住宅ローン減税の大幅拡充

現行最大160万円の住宅ローン減税が、最大500万円まで拡充されます。

証券優遇税制の延長

上場株式等の配当・譲渡所得にかかる軽減税率が、平成23年末まで延長されます。

土地関連

長期譲渡所得の1,000万円特別控除制度の創設

平成21年・22年中に取得した土地等を5年間保有後に売却した場合、譲渡益から最大1,000万円の特別控除が可能になります。個人・法人ともに適用可能です。

土地等を先行取得した場合の課税の特例
平成21年・22年中に土地等を取得し、以後10年以内に、保有する別の土地を売却した場合、その売却益の一定額を繰り延べることができます。法人および個人事業者に適用可能です。

(大寺)

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号

ホームページアドレス : <http://www.skr39.co.jp/>

Eメールアドレス : kimutake@js4.so-net.ne.jp

TEL : 088-625-2556

FAX : 088-654-1181



表面も御覧下さい